

渋川広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定にかかる説明会

と き：令和4年3月24日（木）19:00～20:40

ところ：上野原北部集会所

出席者：吉岡町住民課（中島住民課長、栗原協働環境室長、木部主事）
吉岡町総務課（高田総務課長）
渋川地区広域市町村圏振興整備組合
（柴崎事業課長、井田主査、鶴巻主任）
須藤上野原自治会長、廣嶋町議会議員、上野原地区住民約20名

1. 開 会

中島住民課長

2. あいさつ

須藤会長（上野原自治会）

皆さんこんばんは。お疲れの中、またお寒い中たくさんの方にお集まりいただき本当にありがとうございます。昨年来から町のほうで最終処分場の候補地選定ということで進めている訳ですが、昨年6月22日に説明会を開いて、それを受けて7月に私のほうで話し合いを設けた訳ですが、その後特別な動きもなく今日に至っているような状況ですが、町としてもこのまま皆さんに何も説明しないまま進める訳にいかないということから、今回これまでの進捗状況を中心に皆さんに説明をするということでお集まりいただきました。皆さんから率直な意見を出していただいて、皆さんがより納得していただけるような形にもっていければと望んでおりますので、是非よろしく願いいたします。

廣嶋議員

皆さんこんばんは。本日は夜にもかかわらずこのように大勢の皆さんに出席いただきありがとうございます。今日はですね、町及び広域組合の方も出席されております。自分たちの問題で、まだここに決まった訳ではないです。ですから、思っていること質問事項等、目一杯町・広域にぶつけていただいて、いい返事ができるように皆さんも答え用意していると思います。ですから、時間の限りがあると思うのですが、今日一日よろしく願いいたします。

中島住民課長より吉岡町職員の紹介

栗原協働環境室長、高田総務課長、木部主事の順に紹介

渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の紹介

柴崎事業課長あいさつ

あらためまして皆さんこんばんは。昨年の説明会に引き続きまして出席をさせていただきます。広域組合事業課長の柴崎と申します。選定にあたりましてどうぞよろしく願いいたします。

井田主査、鶴巻主任の順に自己紹介

3. 議 題

(1) 候補地選定の進捗について (報告)

栗原協働環境室長

それでは、候補地選定の進捗について (報告) として、説明させていただきます。

前回の説明会等も含め、次期一般廃棄物最終処分場については、様々なご意見をいただいております。そういった中で、「過去の経緯や最終処分場に関する知識等をきちんと説明する必要があるのではないか」とのご意見もいただいております。先日開催の選定委員会でもご説明させていただきましたので、すでにHPに掲載させていただいている議事録等ご覧になっている方については繰り返しとなる部分もあろうかと思いますが、資料もご用意させていただきましたので、いただければと思います。

資料番号1-1となります。一般廃棄物最終処分場については、吉岡町も構成市町村となっている渋川地区広域市町村圏振興整備組合で整備・設置しているものでございます。

広域事業としては昭和47年4月から開始されており、関係8市町村の持ち回りによる埋め立て地に、焼却灰等の埋め立てを行っていました。

また、この最終処分場の設置場所については、昭和56年1月28日に当時の8市町村、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橘村、吉岡村、榛東村で協定書の締結がなされており、用地選定順位としては「榛東村、小野上村、伊香保町、赤城村、北橘村、子持村、渋川市、吉岡村」の順番とされていました。その後、昭和58年10月から平成4年3月の期間で、管理型一般廃棄物最終処分場である榛東処分場、こちらは昭和57年度から昭和58年度で建設され、焼却灰等の埋め立てを行いました。

続いて、協定書に基づき、旧小野上村に管理型一般廃棄物最終処分場である小野上処分場、こちらは平成3年度から平成4年度で建設されましたが、平成5年3月から平成24年2月まで焼却灰等の埋め立てを行いました。

その間、渋川市の合併により、改めて平成20年2月8日に吉岡町・渋川市・

榛東村で処分場の用地選定について協定が締結されており、用地選定順位としては「渋川市・吉岡町・渋川市・榛東村」の順番となりました。この締結順位決定に基づき、次期処分場は合併後の渋川市となり、平成21年1月に管理型一般最終処分場次期建設候補地として小野上処分場の覆土置場を決定した旨の報告がなされました。こちらが現在のエコ小野上処分場となります。

現在、使用中の最終処分場、エコ小野上処分場は旧小野上村、現在の渋川市となりますので次回は吉岡町で用地選定を行う順番となり、そういった経緯に基づき、選定委員会を設置し、候補地の選定を行っているということになります。

続いて、選定に係る進捗の報告となります。資料番号1-2をご覧ください。年度毎に分けてございますが、前回の説明会でも説明させていただいたところではございますが、令和2年度から選定委員会を開催させていただきました、令和3年度は4月に吉岡町議会、自治会連合会、5月に農業委員会にて選定の進捗状況について説明をさせていただきました。

その後、6月22日に2.5haの面積を確保できる選定候補地が含まれる上野原自治会において地元説明会を開催させていただきました。ご参加いただいた方もいらっしゃるかと思いますが、同説明会には、本日も出席をいただいております、渋川地区広域市町村圏振興整備組合にも同席いただき説明させていただきましたが、いろいろなご意見を頂いたところでございます。

頂いたご意見等を踏まえまして、町から渋川地区広域市町村圏振興整備組合に対して安全な施設とするためにも要望を出すべきとして、9月22日に、吉岡町長より渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者に対し、「渋川地区広域市町村圏振興整備組合における次期一般廃棄物最終処分場について（要望）」として、

- 1、施設形態及び水処理方式について、エコ小野上処分場と同様の屋根や壁を備えた「被覆型(ひふくがた)であるクローズド型」、水処理方式については、処理水を河川等に放流しない無放流式とすること
 - 2、高度な技術の導入について、エコ小野上処分場の設計時と比較して、クローズド型や水処理方式も含め、高度な技術等が開発されている場合はそれらの技術の導入も念頭に、より安全・安心を最優先とした施設とすること
 - 3、地元自治会等の要望等について、施設及び周辺整備並びに跡地利用等に関しては地元自治会等の要望を可能な限り最大限尊重すること
- とする要望書を提出しました。

その後、10月19日に「渋川地区広域市町村圏振興整備組合における次期

一般廃棄物最終処分場について（回答）」として同管理者より吉岡町長に対して

- 1、施設形態及び水処理方式について、施設形態は被覆型（ひふくがた）、水処理方式として無放流式を基本とする。
- 2、高度な技術の導入について、新たな技術が開発されている場合は、その導入に努める。
- 3、地元自治会等要望については、要望について尊重する。
とした回答書をいただきました。

地元説明会（令和3年6月22日）及び地元の皆様のご質問に対する回答につきましては、それぞれ上野原自治会へ回覧をさせていただいております。本日、まとめさせていただいたものを資料1-3としてお配りさせていただいておりますが、絶滅危惧種である植物への対応や、埋蔵文化財の保存に対する取り扱い、次期施設の概要等の具体的な提示、また基本計画の有無、埋め立て終了後の活用方法、建設に際しての地元還元施設の提示など、多岐にわたるものでございます。

先ほど少し触れさせていただきましたが、前回の説明会の中で、「候補地の中に絶滅危惧種1Aに当たる植物があるが」とのご指摘をいただきました。

（レッドリストの説明及び具体的な植物の名称、その植物のレッドリストにおけるカテゴリーの説明）

このご質問に対しまして、当日（6月22日）の回答としましては「本格的な調査は、候補地が決定した後になるが、候補地の絞り込みの評価をする中で対応を考えていきたい。本日は持ち帰らせていただく。」とさせていただいていたところ です。

後日、ご質問いただいた方に詳細をお伺いしたうえで、渋川森林事務所に確認したところ、『レッドリストに掲載されている植物が生息している箇所を開発等行ったとしても罰則等があるわけではない。しかし、希少な植物を保存することも大切なため、そういった案件の際は、専門家と協議の上、対応を検討していただきたい』との回答をいただきました。

第3回の選定委員会では群馬県レッドリストの作成及び改訂にも携わっていらっしゃる群馬県自然環境調査研究会の片野先生が委員としていらっしゃっており、ご意見をいただきましたところ、「渋川地区広域市町村圏の最終処分場候補地選定に係り、絶滅危惧種への対応をどうするかであるが、予定されている最終処分場は面積2.5haで、群馬県の環境影響評価条例の施行規則で定められて

いる一般廃棄物処分場についての対象面積の8ha以上を下回るので、群馬県の環境影響評価（アセスメント）の対象にはならない。しかし、群馬県自然環境課では、平成27年から、アセスメントの対象にならない規模の公共工事について、県や市町村に工事にあたっての環境影響調査をお願いしている。あくまで、お願いであるが、近年は県内の公共工事について、事業者が、環境影響調査をアセスメント会社に依頼して実施し、その結果を受けて保全対策を行う事例が増えてきている。私もそのような事例のいくつかに対して、調査内容や保全にあたっての相談を受けたりしている。そのため、渋川地区広域市町村圏の最終処分場建設にあたって、候補地が選定された後に、そのような対応を取っていただくのが良いと思う。また、吉岡町としても、事業者（渋川広域組合）に環境影響調査と、その結果を受けての保全対策をお願いしていただきたいと思う。」とのご意見をいただきました。

片野先生のご意見を踏まえ、渋川地区広域市町村圏振興整備組合様からは「最終処分場整備にあたり、環境影響調査について実施する予定である。今お話を頂いたように、その結果を受け、どのような対応が必要か、そういったところが明確になってくると思うので、必要な対応を行っていければと考えているところである。」との回答をいただいております。

また、12月22日に開催させていただきました第3回選定委員会においては、新たな委員として上野原自治会長でいらっしゃる須藤様を委嘱させていただいたほか、今ご説明させていただいた内容や、これからご説明させていただく建設可能予定区域図についてご説明をさせていただいたところとなります。

なお、最終処分場に関しては、本日お越しいただいている渋川地区広域市町村圏振興整備組合様より説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【エコ小野上処分場概要】

柴崎事業課長（渋川地区広域市町村圏振興整備組合）

それでは、広域組合から最終処分場につきましてご説明申し上げます。現在稼働している最終処分場と、今後の最終処分場の構想につきまして説明を申し上げたいと思っております。資料といたしまして「エコ小野上処分場概要」と、いま候補地選定をいただいている「最終処分場の概略構想」ということで資料をご用意いたしましたので、それを元にご説明したいと思います。

始めに、「エコ小野上処分場概要」をお手元をお願いいたします。エコ小野上

処分場につきましては、既に実物をご覧になったり、概略の話を聞いたり、重複する部分があるかもしれませんがご容赦ください。

それでは、1ページをお願いいたします。現在稼働しているエコ小野上終処分場は、従来から一般的に用いられてきたオープン型最終処分場とは異なり、埋め立て場所である貯留施設に屋根や壁を設置する被覆型、いわゆるクローズド型最終処分場となります。そして、その管理の中で散水により出る浸出水は、処理をして再び埋め立て場所である貯留施設の水に循環利用する、河川への放流を行わない施設となっています。

つづきまして、1の基本的事項ですが、(1)の建設場所につきましては渋川市小野子(字四方木3665番地)となります。位置的には、旧小野上村である渋川市の北部で県道渋川下新田線で高山村に入る手前の高台にございます。隣接地がオープン型の旧最終処分場となっており、その覆土置き場であった場所に建設したものであります。

建設地の選定につきましては、構成市町村である渋川市において選定していただき、本組合に提供いただいたものとなっております。

(2)の設計・施工管理につきましては外部委託を行いまして、記載の東京の設計事務所〔(株)日本環境工学設計事務所〕が行っております。

(3)の施工につきましては、これも記載のとおり、いずれも渋川市内の建設業者で作る共同企業体が施工を行っております。

(4)の工期につきましては平成24年11月から平成26年12月までの25ヵ月間を要しました。

(5)の建設費につきましては、約32億円となっております。

(6)の施設規模につきましては、敷地面積が、22,000㎡程で、埋立容量は、過去の実績値を基に算定し70,000㎡としました。

(7)の埋立物につきましては広域圏清掃センターから出る焼却灰、飛灰、不燃残渣及び覆土となっております。

(8)の埋立期間につきましては、環境省が定める廃棄物最終処分場の性能に関する指針により、15年で設定しています。

次に2の施設概要についてご説明させていただきます。

(1)の被覆施設につきましては、構造は、長期的な耐久性とメンテナンスが容易に行えること等を検討し、鉄骨造平屋建となっております。基礎は、地盤改良を併用した基礎で、外壁は、断熱パネル張り、屋根は鋼板葺きになります。地震への対策として、大地震があっても柱、梁などの構造に大きな補修をすることなく建物を使用できる、消防署、病院、体育館と同じレベルの構造としています。延べ面積は、7,523㎡で、間口が約70m、奥行が約107mと、たいへん大きな建物となっております。

また、建物の最高の高さは約14m、地盤面から底までが15mになり、埋め立て地の底面から屋根の一番高いところまでが約30m程になります。

(2)の埋め立てる場所となる貯留施設になりますが、アの貯留構造物の方式につきましては、長期間の安全や安定性の検討のほか、地盤の状況、切り土、盛り土量、経済性などを考慮し「補強土壁工法」という、周囲の壁を補強材を用いながら築造していく方法をとっております。イの遮水設備につきましては、水を遮る機能を持ち、不透水性が高く、地盤の動きへの追従性に優れた2重遮水シート工法とし、遮水の補助機能として、漏水検知システム及び自己修復材を用いて万全を期しております。

(3)の浸出水処理施設についてですが、アの処理水は、近隣の自然、生活環境への影響を防止するため、処理水を埋立地の散水利用として循環利用し、河川に放流を行わない「無放流式」となっています。イの処理能力は、1日当たり約20m³(20t)となっております。ウの設備としましては、カルシウム除去設備、有機物を除去する生物処理設備、浮遊物・化学的物質を除去する凝集膜ろ過設備、臭い・色素を除去する活性炭吸着設備を有し、浸出水中の塩分を除去する脱塩処理設備を備えております。

(4)の管理棟についてですが、管理棟には事務室を設置しているほか、視察等に対応した研修室を設けています。また、最終処分場を管理するための操作室、浸出水処理プラントも管理棟の中に設置されています。

(5)の参考図は、施設の断面図となっております。緑色の部分が建屋の柱、梁、屋根となり、茶色の部分が埋め立て地の断面になります。中間にある一本線まで底面から高さ15m程を埋め立てるものとなっております。水色は、管理棟となります。

以上、エコ小野上処分場の概要となります。

【吉岡町地内に整備する一般廃棄物最終処分場の概略構想】

柴崎事業課長（渋川地区広域市町村圏振興整備組合）

つづきまして、吉岡町に計画させていただきます最終処分場につきまして、現時点での構想を説明させていただきます。まだ、詳細な計画を立てておりませんので、概ねの方向性ということでご理解いただければと思います。

まず始めに、最終処分場につきましては、私たちが生活をする中で、ゴミを排出する以上、どこかになくってはならない施設となっております。また、ゴミにつきましては排出した地域内で処理することが基本となっており、その基本からも広域圏内になくってはならない施設となっております。広域圏内におきましては、構成する市町村の協力を得まして、過去より埋め立てが終了する度に構成市町村に順番で造られてまいりました。途中、市町村合併を経て順番が見直されま

したが、次期施設につきましては、協定によりまして、ただいま選定いただいている吉岡町の順番となっているところです。直近としましては、古い順から榛東村、旧小野上村、渋川市へと処分場が造られております。実質、旧小野上村地区にあっては、合併により渋川市となりましたが、2回連続で造られている状況となっています。

現在運用している渋川市・旧小野上村のエコ小野上処分場につきましては、平成26年度に完成したもので、渋川広域圏では初めて採用した貯留施設である埋め立て地を屋根、壁で覆う被覆型、いわゆるクローズド型で、浸出水につきましては、河川などに放流をしない無放流式で建設されております。この方式につきましては、従来多くの民間施設・自治体等で採用、普及してきた露天に造るオープン型と違い、屋根、壁で覆うことによって、より生活環境等に影響を及ぼさない施設となっております。クリーンで安全・安心なイメージも相まって、近年この方式を採用する自治体等が増えてきております。

このたび用地を検討いただいている吉岡町の処分場につきましては、基本的にエコ小野上処分場の方式に準じて整備していきたいと考えております。この方式につきましては、吉岡町や住民の方からも要望が上げられているものでありまして、その意向に添って進めていきたいと考えているところです。

それらを踏まえまして、次期最終処分場において現時点で考えている基本的な部分をご説明申し上げたいと思います。「吉岡町地内に整備する一般廃棄物最終処分場の概略構想」の1ページの1番、基本的事項をご覧くださいと思います。

(1)の建設場所につきましては、現在協議をいただいているところとなっております。

(2)の現時点での事業スケジュール予定につきましては、当初令和3年度中の選定を見込んでおりましたが、様々な事情から令和4年度中の用地選定といたしまして、令和4年度は用地選定・地元説明・協議、基本構想の策定、令和5年度も継続して地元説明・協議、令和6年度に不動産鑑定、測量、環境調査等、令和7年度に用地買収、基本設計、令和8年度に実施設計、令和9年度から令和11年度で建設工事を実施し、令和12年度前後から運用を開始したいと考えております。

この予定につきましては、今後の進捗・協議等によってはこの通りとはならないこともありますので、あらかじめご承知いただければと思います。

(3)の施設規模につきましては、まだ詳細計画の段階にないことから正確には申し上げられませんが、先般、広域圏全体の「ごみ」や「生活雑排水」の将来の見通しなどをまとめる「一般廃棄物処理基本計画」を策定した結果から申し上げますと、埋め立て容量につきましては、現在のエコ小野上処分場より10,000

m³程小さくなる 60,000 m³前後が想定されるところで、敷地規模につきましては、2.5ha 程度を想定しているところでございます。

(4) の事業費につきましては、概算として約 4.4 億円程度と試算しています。

(5) の最終処分場に埋め立てるものにつきましては、清掃センターから出るごみ焼却後の灰と不燃ごみの分別後に残る残渣、また、それらを段階毎に覆う土となります。これはエコ小野上処分場と同様となっております。

ここで灰、不燃残渣について簡単に触れておきたいと思います。本日実際に埋め立てている灰と不燃残渣の実物をお持ちいたしました。職員が今出しておりますが、3種類ございます。詳しくは後ほどご覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

説明に戻りますが、灰には種別がありまして、ごみが燃えた後に残る「主灰」と呼ばれるものと、煙、ガスのように浮遊していく「飛灰」と呼ばれるものがあります。これらを、それぞれ集めて埋め立てます。その他、不燃ごみを様々な分別を行い、最終的に分別できなかった細かい陶器くずやガラスくず、金属くずなどを「不燃残渣」と呼び、それを埋め立てています。

埋め立てる割合としては、概ね主灰 50%前後、飛灰 15%前後、不燃残渣 20%前後、それに被せていく土（覆土）が 15%前後となります。因みに、現施設では 1 日当たり、10 t ダンプ 2 台から 3 台程度の搬入頻度となっております。清掃センターように何台もごみ収集車が行き交うような状態にはなりませんことを申し添えます。

続きまして、(6) の埋め立て期間についてですが、基本として環境省が定める「廃棄物最終処分場の性能に関する指針」というものがございまして、それに則り、15 年で考えております。ただし、仮に 15 年で埋めきれなかった場合には、最後まで埋め立ての承諾をいただきたいと考えております。また仮に 15 年より前に終わる可能性もありますので、その点は併せてご承知願いたいと思っております。

続きまして、2 の (1) 施設の関係であります。主要建物として埋め立て地を覆う被覆施設を建設します。被覆施設につきましては、先程のエコ小野上処分場と同様になりますが、鉄骨造の平家建て、縦約 100m×横約 70m、床面積 7,000 m²、高さ概ね 15 メートル程度を想定しています。実際はもう少し小さくなると見込んでおりますが、構想などの詳細が煮詰まってきた段階で、順次情報提供させていただきと考えております。イメージ的には、エコ小野上処分場と同様に大きな体育館、工場というような雰囲気になると思います。

2 ページをご覧ください。既に実物、資料等でご覧になっていると思いますが、イメージ写真 1 のような雰囲気になると思います。

(2) の貯留施設・埋め立て地の概略であります。被覆施設である屋根、壁

の内側となるものですので、その施設と同様に縦約100m×横約70m、深さ約15m程度の埋め立て地になると想定しています。周囲の壁につきましては、遮水シートと呼ばれる水分を通さない材質のものを二重に施し、さらにそれに穴が開いても自己修復する機能や漏水を検知するシステムを導入いたします。さらに、エコ小野上処分場の建設時の技術より進んだ技術等が開発されている場合は、それらの導入について積極的に考えていきたいと思っております。内部のイメージにつきましては、イメージ写真2のとおりとなります。

3ページをご覧ください。

(3)の浸出水処理施設についてです。これにつきましては、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造の2階建てで、床面積約1,000㎡、高さは概ね10m程度で、運転管理室や研修室、水処理プラントを設けることを想定しています。イメージとしては、中央のイメージ図のとおりとなります。ここで、水処理について触れておきたいと思えます。最終処分場は埋め立てる場所であるのに、なぜ水処理が必要かということ疑問に思う方もいらっしゃると思えますので、その部分を簡単にご説明申し上げます。先ほど申し上げた埋め立てる主灰、飛灰につきましては、燃やす段階、ガス状となる段階、灰となった段階等で有害物を出さないようにするため、薬品を使用します。そうしたことにより灰には薬品の成分が含まれてまいります。これを埋め立てますと、少しずつその成分が染み出てくるため、それらの成分を取り除くとともに、灰が有害な状態とならなく、安定化した状態となるよう散水をしております。このことから水処理が必要となってくるものであります。この水につきましては、定期的に水質分析をしており、環境基準をクリアするまでその処理を行います。埋立てが終わり、最終的に環境基準をクリアすれば水処理を終了するとともに、最終処分場自体も廃止し、跡地利用を開始していくこととなります。

続きまして、3の「その他」になります。

(1)の地元対策についてです。これにつきましては、吉岡町並びに地元協議の中で話し合っておりたいと思えますが、参考に現在広域組合が管理する他の一般廃棄物施設で行われている対応について、事例を申し上げます。

始めに、渋川市にあるごみ焼却施設の「清掃センター」につきましては、地元で作る協議会へ毎年定額の補助金を交付しております。同じく渋川市にある、し尿処理施設の「環境クリーンセンター」につきましては、施設整備対応としてプール、運動場、テニスコートなどの設置を行いました。現在は利用者の減少・老朽化などからプールは廃止いたしまして、テニスコートは休止となっております。毎年の補助金は交付しておりません。

また同じく、小野上村時代に整備いたしました「旧小野上処分場」につきましては、地元組合から旧小野上村、渋川市へと引継ぎながら定額の補助金の交付を

行っております。

現在運用中の渋川市の最終処分場、「エコ小野上処分場」につきましては、毎年、渋川市へ定額の補助金を交付し、市から地元対策費用に充てられています。その他、いずれの施設も建設当初には、毎年の補助金とは別の補助金を交付しております。現時点と過去の経過ではそのような状況になっております。

4ページをご覧ください。

(2) 最終処分場終了後の跡地利用についてです。運用終了後の跡地利用につきましては、吉岡町及び地元の皆様と協議の上決定する予定ですが、現時点で考えられる例としては、建物を残す場合につきましては、屋内運動場、農業用施設、避難場所、多目的集会場などが考えられ、建物を残さない場合につきましては、屋外運動場、公園、キャンプ場、太陽光発電などが考えられるところです。今のところ、被覆型で他自治体等の実例であるのはテニスコート、運動場での活用となっております。

(3) の他自治体の事例ですが、写真のような施設がありますので、参考にご覧いただければと思います。上の写真が大分県、下の写真が県内の中之条町の事例となっております。

5ページをご覧ください。4の参考ですが、最終処分場の基本的なところやメリット、デメリットなどについてご説明したいと思います。

(1) の最終処分場の分類ですが、最終処分場という施設は、基本的に「産業廃棄物最終処分場」と「一般廃棄物最終処分場」の二つに分類されます。その内、産業廃棄物最終処分場は、安定型処分場、管理型処分場、遮断型処分場の3タイプに分けられます。広域組合で整備する一般廃棄物最終処分場につきましては、タイプ分けはございませんが、産業廃棄物の管理型処分場と同じ構造となります。

ここで、処分場のタイプ毎に若干説明を申し上げます。安定型処分場につきましては、そのまま埋め立てをしても、環境保全上支障のないものだけを埋め立てる処分場になりまして、基本的に産業廃棄物で、その性状に変化がない廃プラスチックやガラスくず、陶器くず、がれきなどの周辺環境へ影響を及ぼさないものを埋め立てる施設になります。管理型処分場につきましては、成分分解や腐敗などをして汚水を生じる廃棄物などを埋め立てる処分場となります。水を地下などへ通さない遮水設備や、その水処理設備の設置が義務付けられる施設になります。広域組合で整備するものは、この管理型処分場となります。遮断型処分場につきましては、有害物質を含む産業廃棄物を埋め立てる処分場になりまして、コンクリートの囲いや屋根などで周囲から遮断する構造の施設となります。

次に、(2) のごみの分類についてですが、ごみは原則として「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分類されます。産業廃棄物につきましては、事業者の産業活

動などによって排出されるもので、がれき、廃プラスチック、ガラスくず、陶器くず、廃油などになります。一般廃棄物につきましては、家庭ごみと事業者が排出する産業廃棄物以外の可燃ごみ、粗大ごみに限定されます。広域組合で計画する最終処分場には、産業廃棄物に分類されるものは一切入らないということになります。

続きまして、(3)の最終処分場の方式と、それぞれのメリット・デメリットにつきましても説明します。処分場の形態につきましては、基本的に「被覆型」と「オープン型」になります。それぞれのメリット、デメリットになりますが、まず「被覆型」につきまして、メリットとしては、天候等による埋め立て環境に支障がなく、周囲の生活環境への影響を大幅に抑えることができること、人工的に散水処理を行うことができ、埋め立て物の安定化が早期に可能で、比較的早期に廃止ができます。そのことから早期に跡地利用へと進むことができることなどが上げられます。また、その形態から都市部などの住宅が多いところでも建設が可能です。デメリットとして、建設費が高額となることが上げられます。その他、無放流式の場合、水処理において二次的に塩が副産物として生成され、その処分がネックとなります。本日、その塩も実物を持ってきております。食用の塩と変わらないような塩が副産物として生成されます。これについて、処分の方法が限定されておりました、その対応というところがネックとなっています。こちら後も後ほど、ご覧いただければと思います。

「オープン型」につきましては、メリットとして谷などの地形を活用することにより、大きな容量を確保することができ、建屋がないことから建設費も抑えることができるなどが上げられます。経費的な面で、感じにくい部分ではありますが、結果的に住民負担が少なくなります。デメリットとして、生活環境への影響はほぼないところですが、被覆型と比較するとどうしても優位とは言えないところがあります。また、露天であるため、埋め立てが天候等の影響を受け、水処理も自然降雨等によることから管理が難しい点などが上げられるところです。主なメリット・デメリットは、そのようなところとなると思います。

その他に、去年の住民説明会で大深度地下処分場の話が取り上げられました。こちらについて調べましたところ、技術的には可能であり、技術提案をしている会社がありました。イメージとしては、何十メートルもの大きなコンクリートの筒や箱を地中深くまで構築し、それに被覆型と同様に屋根を掛けるというものです。深さにより容量を確保するため、専有面積は小さくできるというメリットと、コンクリート等で遮断されるため水の流出リスクの低減がより優れることがあり、土地の確保が難しい都市部に適していると言えます。今のところ、実際の建設例にはたどり着いておりません。現状では技術的には可能となっておりますが、経費的なところと運用方法でハードルが高く、実際の採用がないのでは

と考えております。これも選択肢としてはあるものですが、条件的にかなり厳しい場合に限られると考えており、現時点ではその方向性は考えていないところであり、長くなりましたが、概ねの構想につきましては以上となります。

最後に、最終処分場につきましては、望まれない施設ということは十分に承知しておりますが、広域圏の住民生活を支えていくためには、どこかには必要で、なくてはならない重要な施設となります。何卒皆様のご理解とご見聞賜り、用地選定がいただけますようよろしくお願い申し上げます。

栗原協働環境室長

ありがとうございました。

町としましては、今後は渋川地区広域市町村圏振興整備組合様と連携を取りながら、また地元自治会他様々なご意見を頂きながら、丁寧に進めていきたいと考えております。

(2) 建設可能区域図について (報告)

栗原協働環境室長

それでは、町のほうから説明を続けさせていただきます。議題2 建設可能区域図について、報告をさせていただきます。

第2回選定委員会にて、群馬県の「事前協議規程における立地基準」、以降、県立地基準と言い換えさせていただきますが、それに基づき作成した建設可能区域図をお示しさせていただきましたが、その後作業を進める中で図面に変更が生じました。先日の選定委員会でもご報告させていただきましたが、改めてご説明させていただきます。

大きく分けて2点、図面の凡例について見直しをさせていただきました。1点目は河川区域の見直しとなります。図面等の確認、見直しを行っていく中で河川区域について、疑義が生じたので、再度確認をさせていただきました。この件については、地元自治会からもご指摘を頂いたところでございます。

県立地基準では「災害防止等のために保全を図る必要のある区域等」において、「河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域」となっており、同法において規制がかかる河川は一級河川、二級河川及び準用河川となります。なお、群馬県が管理する区間は一級河川のうち大臣が指定した区間となり、二級河川は群馬県にはございません。また準用河川は市町村長が指定した河川となりますが、吉岡町では準用河川の指定をしておりません。

吉岡町に該当する一級河川の一覧は、資料2-1のとおり、利根川含む8つの河川となります。県の公表資料となりますが、地名については合併前の表記のものもございます。予めご了承ください。

標記資料及び渋川土木事務所管内図により再度上流端、下流端の確認を行いましたところ、4つの河川について、河川区域の減もしくは削除となりました。

資料2-2をご覧ください。吉岡地内全図の河川区域となり、修正部分については、西側部分となります。

改めて、ひとつずつ説明させていただきます。

資料2-3の拡大した図面をご覧ください。図面一番西、滝の沢川の上流端ですが、左岸が伊香保町大字水沢地先、右岸が吉岡村大字上野田地先となっており、点線部分は河川には当たらないとのことで、削除となります。

続きまして、その東側の点線部分、吉岡川となりますが、上流端が榛東村大字山子田地先となり、この図面においては河川には当たる部分がないとなりまして、すべて削除となります。

続きましてその東側、自害沢川ですが、左岸が榛東村大字長岡字台 908 番の 1 地先、右岸が榛東村大字長岡字甲 907 番地先となり、こちらもこの図面においては河川に当たる部分がないとなりまして、すべて削除となります。

最後、北側部分、午王川ですが、左岸が渋川市有馬字五輪平 2766 番地 1 地先、右岸が吉岡村上野田字午王沢 3702 番地先となり、近くにある塔之辻貯水池東側が午王川の上流端となり、これより西側部分については河川には当たらないこととなり、削除となります。

2点目は、居住区域の見直しとなります。居住区域としては、住居のほかインフラ設備や何かしらの建物や構造物がある場所を図面に落とし込んでいますが、再度確認を行う中で、いくつかの場所について居住区域の追加をさせていただきました。主な部分としては、前回の委員会では図面に反映ができていませんでした「送電線の鉄塔」を追加しました。その他、居住区域から建設可能区域までの距離条件などの見直しを行った結果、前回お示しさせていただきました建設可能区域に変更が生じたので、詳細をご説明させていただきます。

資料2-4、居住区域図をご覧ください。○印の部分が追加部分となりますが、そのほとんどが先ほどご説明した「送電線の鉄塔」となります。図面左側、規則的に並んだ「送電線の鉄塔」付近に、一部不規則に○印が散見できる部分がございますが、こちらは当該作業を行う中で、建設物が確認できましたので、現地も確認したうえで○印をつけさせていただきました。

以上の修正により、建設可能区域の修正が生じることとなります。

資料2-5、建設可能区域図をご覧ください。こちらが全体の図面となります。左上の部分と、右側の部分に白抜きの部分があります。それぞれご説明させていただきます。

左上の部分の拡大図が、資料2-6となります。まず初めに、一番左の建設可能区域、以前までの資料では 8.90ha であった部分ですが、河川区域の削除によ

り、9.84haに増となります。

次に、真ん中の一番大きい部分、第2回の資料では45.83haであった部分ですが、居住区域の見直し、詳細を申し上げますと送電線の鉄塔、太陽光発電設備等の追加により、38.47haに減となります。

次に、その下の、4.08haであった部分ですが、河川区域の見直しを行った際に、そこにかかっていた居住区域からの距離が反映されていないことを確認しまして、その見直しにより、3.60haに減となります。

続きまして、資料2-7の図面をご覧ください。東方面の区域の拡大図になります。第2回の資料では1.12haであった部分ですが、居住区域の見直し、具体的には、送電線の鉄塔の追加により見直しを行ったことにより、建設可能区域が0.58haとなります。

その下、以前は0.98haであった部分ですが、居住区域の見直しにより0.17ha及び0.05haとなります。

以上5箇所の建設可能区域につきまして、見直しによる面積の増減もしくは建設可能区域からの削除についてご説明させていただきました。

資料2-7の東側部分につきましては、以前の資料におきましても、想定される2.5ha未満であり、今回の修正において面積が減ったものの、区域としては残しておくこととさせていただき、今後評価を行っていく中で対応していきたいと考えております。

図面の修正については、大変重要な事案であり、皆様にご迷惑をおかけし大変申し訳ありません。この場を借りてお詫びさせていただきます。申し訳ありませんでした。

なお、現時点ではあくまで国土地理院の地図や、図上での確認であるため、以降、現地調査等行う中で追加または削除される部分もあるかもしれません。予めご了承くださいればと思います。

(2) 建設可能区域図について (報告)

栗原協働環境室長

最後に、スケジュールについてご説明いたします。

資料3をご覧ください。こちらは先ほど広域組合様の概略構想のところでご説明があったものを表に置き換えたものでございますが、地元説明会や町議会からの様々のご意見、また渋川地区広域市町村圏振興整備組合様と連携して取り組んでいくこととなったこともあり、前回選定委員会では、「現時点では当初予定どおりとしたうえで、年明けにも開催予定の地元説明会におけるご意見を踏まえ、できれば年度内に選定委員会を開催し、今後のスケジュール等について

お示しできれば」と説明したところですが、吉岡町を含む県内全域で新型コロナウイルス感染拡大防止に係る「まん延防止等重点措置」が実施されていたことも踏まえ、2月末予定させていただいておりました説明会を延期させていただいたところです。

これを踏まえまして、現時点では、当初予定しておりました令和3年度中の報告はできないと考えておりまして、引き続き、皆様のご意見等をお伺いしながら、また渋川地区広域市町村圏振興整備組合様とも連携しながら、次年度の、令和4年度中の報告を目指し取り組んでまいりたいと考えております。

今後の作業としましては、地元の皆様のご意見をいただきながらも、並行して、各候補地の評価等を行いながら選定作業を進めていきたいと考えております。何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

(4) 質疑応答 (右の数字は録音時間)

A氏 1:00:30

資料に関する質問ですけれど、資料番号2-7、先ほど建設可能区域という形で、下野田と漆原があるんですけれど、吉岡町につくる最終処分場の概略に敷地面積約25,000㎡とありますが、要は1haが10,000㎡だと思うんですけど、これはどういう意味でしょうか。

中島住民課長 1:01:30

そちらの面積、広域組合のほうか示されているのが25,000㎡ということで進めさせていただきました。今回この候補地の中で残っているものにつきましては、群馬県のほうの民間の処分場の開発の事前協議の基準を基にさせていただいて選んだものになります。そういった中で現段階では、面積的には足りないということですが、こちらのほうに残してあるという形になっております。

A氏 1:02:13

次の質問にいきます。資料3の2021(R3年度)、地元説明会6月22日、そして今日の3月24日が地元説明会で、この地元というのは上野原地区ですが、先ほどの資料番号2-7、こちらの下野田地区・漆原地区の説明時期はいつでしょうか。

中島住民課長 1:02:43

そちらのほうについては現在予定のほうはありません。選定委員会のほうでも

25,000 m²ということが基準になっておりましたので、こちらのほう（上野原地区）にまず説明させていただいております。

A氏 1:03:00

次の質問に参ります。そうであればですね、最初の冒頭のどなたかのご発言に、候補地を決めるものではありませんと言いながら、もう選定候補地は資料番号2-5もしくは2-6しかないと思うのですけども、地元説明会というのは、ここ上野原地区説明会と同義でよろしいでしょうか。

中島住民課長 1:03:50

現在その面積基準を満たしているということで、上野原地区のほうに説明をさせていただいております。また選定委員会等でも本日のそういったご意見等を、

A氏

すいません、ご意見等ではなく確認です。はい、いいえのどちらかしかないと思うんですけどいかがでしょうか。

中島住民課長 1:04:10

現段階では上野原地区のほうに説明会のほうをさせていただいているということになります。

A氏 1:04:18

質問を戻ります。下野田地区と漆原地区の説明時期はいつでしょうか。

中島住民課長 1:04:28

現在予定等はありません。また、選定委員会等の意見を聞きながら検討をさせていただきたいと思っております。

A氏 1:04:37

予定はないということは、する気がないということよろしいでしょうか。

B氏 1:04:43

やらない手はないでしょ。なんでここだけでやるんだよ。

A氏 1:04:50

最初のどなたかのごあいさつで、けっして決めるものではありませんという言葉、欺瞞ということになると思いますがいかがでしょうか。

B氏

そうだよ。おかしいよ。

中島住民課長 1:05:07

そういった意見につきましても、こちらのほうで検討させていただきたいと思います。

A氏

すいません、検討というのは日本語になっていないので、明確なご回答をお願いします。

中島住民課長 1:05:28

選定委員会のほうでも、まず 25,000 m²ということでご意見いただきまして、こちらのほうの説明会をさせていただいたということで今後につきましても、ちょっと答えになっていないということでもありますけども、十分そういったところも踏まえながら、また選定委員会のほうでも意見を聞きながら、考えていきたいと思います。

B氏 1:06:00

大深度地下型利用型でできるでしょ。どこだって。

A氏 1:06:04

次にですね、質問いきます。資料番号1-2、2ページ裏面です。令和3年9月22日、3. 地元自治会等の要望等についてで、最後の日本語が「尊重すること」、誰が考えたんでしょうか。是非、「受け入れること」にさせていただきたいと思います。

B氏 1:06:40

そうだ。おかしいよ。

中島住民課長 1:06:53

要望等もいろいろございますので、そういった中で皆さんの意見を尊重して進めていただきたいということで、

B氏

尊重なんて、

A氏

すいません、尊重というのは国会答弁と同じようで、何もしないことになりま
す。ですから、「受け入れること」であれば、それに形容詞を付けて「要望を可
能な限り最大限受け入れること」と、その前で制限を付ければいいことだと思
います。制限を2つ3つ付けて最後にさらに曖昧な「尊重する」というのは、是非
やめていただきたいと思います。

B氏

そんなんで了解得られると思うのかよ。

A氏 1:07:35

なぜそのようなことを言うかというですね、先ほど候補選定地がもうここ
しかないということが皆さんがたの対応で判明しましたので、ここに決めた訳
ではありませんというのは、もう欺瞞の言葉としかありませんので、是非そのへ
んのところをお考えいただきたいと思います。

次に質問します。資料番号1-3、質問日6月22日の土地収用法に関してで
質問があるのですが、なんだかんだいって土地収用法ということになればです
ね、地元説明会などする必要ないと思いますが、回答のところに事業主体は組合
である、まあ組合のかたが3名出ていらっしゃるんですけども、(土地収用法の
対象となると思われるので、税務署に確認予定。)とありますが、この確認の結
果はいかがでしょうか。

柴崎事業課長 1:09:00

土地収用法の適用につきましては、わたしどものほうで条文等読みまして、そ
こにつきましては、適用になるのではないかというふうに考えております。税務
署につきましても、相談をしているところでございますけども、そのあたりにつ
きましては、まだはっきりとは申し上げられないところでございます。

A氏 1:09:29

すいません、土地収用法の対象になるかならないか。はい、いいえでお願いし
ます。

B氏 1:09:40

そんなことも聞いてないのかよ。

柴崎事業課長 1:09:43

そこにつきましては、ただいまちょっと申し上げられないというところがございます。

B氏 1:09:47

そんな基本的なことがどうして分かんないんだよ。基本的なことだろ。

柴崎事業課長 1:09:55

ただし、土地収用法のほうは適用になるのではないかと広域組合としては考えております。

A氏 1:10:03

すいません、考えているというのは個人の主観ですから。確認をされたんですよ。その確認結果をはい、いいえで教えてくれればそれでいいという単なる単純な質問なんですけど。

柴崎事業課長 1:10:20

まだそのところは結果が出てないというところがございます。

B氏 1:10:25

そんなことあるの。

C氏 1:10:28

すいません、いいですか。自分はこの計画について考える、十分考える余地はあると思っています。反対されるかたの意見もあるでしょうけども、

A氏 1:10:50

すいません、今のかたが発言してる、けして反対ではありません。事実確認をしているだけです。資料の事実確認です。そのうえで意見をどうするかは先の話だと思います。要は、単純に誰がみても資料2-7に下野田と漆原がある訳で、そうあれば人間誰でもそこにも地元説明会があるんでしょ。それが普通の感覚です。それを例えば4月何日、4月に下野田、5月に漆原地区を予定していますと。何故言えないかっていうのが、そこが事実として確認したい。ただそれだけです。反対・賛成、中立はそのあとの問題です。

もう1つ付け加えると、これだけ資料があって、行政並びに組合は実行するんですねって私たちは思う訳です。それを下野田とか漆原は、検討、予定はないとかそういうのだったら、何故資料に入れるんですか。地元説明じゃなくて、上野原地区説明会とちゃんと書けばいいじゃないですか。面と向かって、何故しないのかっていうのを、すごい疑問ですね。そのうえで、もうここしかつくる場所がないからあなたがたに頼むんですよっていうのであれば、先ほどのかたが手をあげたように、じゃあそこから意思表示、意志決定をどうしましょうかとなる訳で。要は、もう1度繰り返しますが、行政の説明、組合の説明が曖昧模糊として、なんとなくなければいいかなという、そういうふうにものがみえる、そういうことを言いたかっただけです。

中島住民課長 1:13:46

下野田と漆原の地区につきましては、現在の段階で説明の予定はございませんが、ご意見を参考にさせていただきたいと思っております。こちらのほうにつきましては評価をしていくうえで、この5箇所について評価をさせていただいてそういったところを踏まえて検討させていただきたいというところもございました。

A氏 1:14:25

そうするとですね、資料の作成上、資料番号1-2の先ほど私が質問した地元自治会という地元という単語はもうやめたらどうですか。要は、下野田とか漆原をやる予定がないのであれば、上野原地区、自治会の要望ですよね。何故このような広くあまねく上野原地区以外のあたかもそのような意見となるような、ぼやかした表現を使うのでしょうか。

中島住民課長 1:15:06

そちらにつきましては、群馬県の民間の処分場のほうの基準を参考に、選定のほうをさせていただいたという、

A氏

すいません、質問の意味違いますよね。地元という単語ではなくて、何故上野原地区という単語を使わないんですか、ただそれだけです。何故使わないんですか。質問に対しての回答、単純なはい、いいえの質問ですから婉曲的な遠回しの訳の分からないのはいいですから。

中島住民課長

そちらにつきましても、地元、上野原地区ということについて検討させていただいて、今後皆さんの意見を参考にさせていただきたいと思っております。

D氏 1:16:14

ちょっといいですか。関連してですね、ちょっと話をしたいんですけども、前のときにこの人口の平等とかということ、まずはなんとか渋川のほうでそこを移転？延長？できないかという地元の要望があったと思うんですね。それを広域のほうへ申し込むようなことを言ったんですけども、そのへんはどうなっているんですかね。広域のほうと吉岡町のいろいろな協定があるんですけども、ここには協定の見直しとかあってあるんですけども、そこらへんは進んでいるのかどうか。そのへんをお聞かせください。

高田総務課長 1:17:10

協定の見直しについてですが、当初の協定を結んだときの、当然構成市町村の長として、市長・村長・町長が協定を結んだわけなんですけれども、その協定内容が履行されてですね、第2順位のところにいく前に見直しはないだろうというところで、実際のところは正式な形での申し入れというのはできておらず、当初の予定通り進めてほしいという要望を受けた中での進行となっております。

B氏 1:17:48

ならば、今の質問の続きなんですけど、なんで要望、地元の意見を尊重しますということだったはずなんですけど、全然やってないってことじゃないですか。どうなんですか。

高田総務課長 1:18:09

地元の要望を尊重するという内容なんですけども、こちらの見直しをしてほしいということで先程来からお話いただいているところなんですけども、候補地を探すという中での吉岡地内での、その探すという順位の履行については変えられない部分がある、という理解であります。また、こちらの地元の要望を最大限というのは、施設の整備及び跡地利用の要望のことを指しているというふうに考えております。また、最大限の尊重につきましても、先ほどお話がありましたとおり、その最大限受け入れるという意味、要するに一步踏み込んだ表現がないと安心できないというようなご意見等も持ち帰らせていただくと同時に、そういった話があったということは繋いでですね、しっかり協議していきたいと考えております。

B氏 1:19:16

だから今回は、前回は要望があったけども言わなかったよと。今回は必ず言

ってくださいね。そういう要望があったということ。少なくとも町役場のトップのかたに。そういうことを言わないから、協議したけどダメだった、それはそれでしょうがない、そういう見解もあるかもしれない。でも要望を伝えないというのはおかしいんじゃないですか。

高田総務課長 1:19:51

しっかりと伝えたいですね、結果については保証するものではございませんが、伝えることは躊躇なく実施して参りたいと考えております。

B氏 1:20:17

それから、別の質問です。河川区域の削除となりましたけども、これはなんで間違えたんですか。こんなの明らかなのに。私もこんなのおかしいんじゃないかと、前回聞きましたけども、なんかよく分からなかった。もっとよく調べてみたら大きな間違いをしてみました。どうして間違えたんですか。

高田総務課長 1:20:53

先ほど担当のほうからお詫びの言葉を申し上げたとおりでございますが、こちらの地図上で、図上での判断ということですね、川の色が塗ってあるのでそれを河川区域というふうに短絡的に捉えたということは、注意不足であったということで、あらためてお詫び申し上げます。また、細かい部分になりますけども、途中から河川に変わっている部分がありまして、境界部分をしっかりと把握していなかったということもございますけども、いずれにしても確認不足でございました。申し訳ありませんでした。

A氏 1:21:30

すいません、質問なんですけど、資料番号1-2、令和3年度吉岡町議会（全員協議会）、選定状況について（説明）とあるんですけど、これは候補地選定も含めて、吉岡町議会は報告事項なんですか、それとも承認事項なんですか。

高田総務課長 1:22:06

こちらの段階では議員さん、議会に対しての説明ということで、議会の意志を確認するところには至っておりません。

A氏 1:22:17

質問がちょっと分かりにくかったかもしれません。資料3、2021年度（R3）

なんですけど、2022年（R4）の一番下に年度内に渋川広域組合へ選定報告と下線があります。この選定報告にあたり、先ほどの吉岡町議会へは承認事項でしょうかそれとも単に報告事項でしょうか。

高田総務課長 1:22:57

基本的には、議案として上程するかどうかというところについては、現在明確にお答えできないんですけども、選定事項を報告するということは行政のほうでやることなので、議会に対してもしっかりと説明する必要がありまして、また議会の中の意見を、議会としてのチェックの機会は当然つくらなければならないと考えております。

A氏 1:23:26

ちょっと違った質問になるんですけども、この広域組合に対して出資は吉岡町役場はやっているんですか。出資金は出しているんですか、行政は。

高田総務課長 1:23:42

こちら組合という表現を使っているんですけども、地方自治法上の一部事務組合ということで、運営に関しては当然、人口割ですとか事業割ですとかということで町としての負担金を納めています。

A氏

町の負担金は議会の承認事項ですよ。

高田総務課長

当然予算を通じて承認をいただくことになっています。

A氏

あくまで予算の承認であって、候補地の選定とか、こういうことになるんですけどいいですか、という承認は行政が決めるということを行っているんです。

高田総務課長 1:24:17

基本的には行政の中の議論で進んでいくんですけども、広域組合の議員の中にも町からの議員が参加しておりまして、

A氏

そういうのはよくて、通常の定例議会、まあ臨時でもいいんですけども、（議

会に) かけるというのは行政が決めることなんですね。

高田総務課長

議会に上程するなりなんなりということは、行政が決めることになります。

A氏 1:24:44

今は未確定なんですね。

高田総務課長

はい。

B氏 1:25:00

今の話とちょっと関係してるんですけども、要は重要なインフラであるということは十分認識しています。ならば町のほうで、位置も増えると。当然だと思いうんですけども。ならば、基本構想なり、全体の計画なりっていうのは町自身が立案しないとなんじゃないですか。これほとんど事業組合のほうですよ。町のほうが全面に立って、位置決め、計画の概要をまとめる必要があるんじゃないでしょうか。

高田総務課長 1:25:58

位置決め等については当然町の責任、町が主体的になって、また出来上がる施設についての概要であるとか利用計画は当然広域組合のほうでないと詳細部分がわかりませんので、今後も連携しながら進めると共にですね、けして町が責任を回避するような態度を取るようなことは、意図はしていないと考えているんですけども、そういったところの誤解を招かないよう、注意しながら進めて参りたいと考えております。

B氏 1:26:30

新たに基本構想っていうのを今作成していますけども、そこにほとんどごみの最終処分場についての記載がないんですけども。これ重要なインフラであると、同時にその場所は議会で決める、町で決めるというのならば、前面にそういう基本構想の中でも、あるいは町の人に全体の重要なインフラの部分なんで、町民全員に説明する必要があるんじゃないでしょうか。構想の中に入れる、説明する。それをなしに、上野原、この地域だけにね、説明したっておかしいじゃないですか。ごまかしみたいに見えますよ。

高田総務課長 1:27:27

ただいまいただいたその構想というのは総合計画のことでしょうか。

B氏

はい。

高田総務課長

それでは総合計画のほうの町の事業としてやっている部分に入れるべきだと。そちらのほうはもう策定となっておりますけれども、基本構想の次の段階の基本計画という部分についてはですね、当然そういった説明も随時させていくべきだと考えておるところですけれども、

B氏 1:27:56

今まで、案の中で私もいろいろと質問なり、意見表示してますけれども、まだその回答が、全体がまとまってないようなんですけれども、少なくとも素案のなかじゃそんなこと一言も書いてなかったじゃないですか。

高田総務課長 1:28:16

素案の段階の構想部分はやはり本当に構想でですね、具体的な事業まで言及するものではありませんでしたけれども、基本計画については前期ということで5年間を見通してつくっていくんですけれども、これも毎年見直しながらですね、そういった表現を取り組んで、予算化すべきものそうでないもの、いただいたご意見を反映できるものできないものがあるんですけれども、本日いただいたご意見はこちらに担当課が出席しておりますので、可能な限り、基本の具体的な部分の中では、言及できるように検討させていきたいと考えております。

B氏 1:28:56

重要なそういうインフラなので、こそこそとやらないで堂々と説明してほしいんですよ。

高田総務課長 1:29:10

そういったご意見をいただいた旨をきちんと報告しながらですね、一種痛みを伴う話でもございます。広域のほうからも話がありましたけれども、そういったところを踏まえてですね、全町的な課題として皆さんに知っていただく努力というのが必要であると、そういった主旨のご意見をいただいたということで、考えて参りたいと思います。

A氏 1:29:36

今日皆さんご苦勞いただいて作成いただいた資料、渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場説明会。これの文責者は誰ですか。そこに吉岡町役場と書くか、それとも〇〇組合と書くか書かないかで、スタンスが違うと思うんです。それさえ曖昧模糊としているから、今のような対応になるのだと思います。せめて文書には文責者を是非書いてください。

高田総務課長 1:29:36

こちらの資料の中に文責のくだりの表現がないことにつきましてはご指摘のとおりでございますが、我々のほうの会議の説明会の資料ということで配布した中で、

A氏 1:30:36

そんなことじゃなくて、要は、文責者が吉岡町役場と組合の併記でもいいんです。要は誰がこれをつくったのかというのがやっぱり最低限のルールです。だから吉岡町役場って書くのが嫌だったら組合って書けばいいし、組合って書くのが嫌だったら併記すればいい、ただそれだけの話です。今後お願いします。

B氏 1:31:10

ここそとやってるのが見えみえになっちゃってるんですよ。ここで数人しか来なかったらもうそれで了解を得たというふうにしかな、そういうふうにするんですよ。

A氏 1:31:28

質問の意図をもう一度明確にしておきます。事実確認です。その事実確認が明確に返ってきてはじめて、上野原地区がさて〇にしましょうか△にしましょうか×にしましょうか、という話で、その前提の話が曖昧模糊としているので、是非お願いしますと、そういうことです。回答は要りません。

B氏 1:32:06

この計画が誰の責任でどんなふうに大きなことをやろうとしているのか、誰の責任でどういうふうに進めようというのがさっぱり分からない。資料が前よりはたくさんページ数が出てきました。でも、一番大事なところが、どんな構想で、誰の責任でどうするかというのが出てきてないんですよ。良いも悪いも判断出来ないんですよ。誰に言っていいいか。

高田総務課長 1:32:45

こちらの事業につきましては、吉岡町の責任で事業地の選定を行うという部分になっているものでございます。

B氏 1:32:58

前と違いましたね、しっかり。それでけっこうだと思っただけ。前と違いましたね。組合のほうメインだと言ってたんですよ。それは変えたんですね。

高田総務課長 1:33:16

施設の整備を行う、建屋をつくるのが組合というところとですね、表現の足らなかったものはお詫び申し上げます。

A氏 1:33:35

別に行政の肩を持つ訳じゃないけど、行政はこうやりたいんだっていう旗をあげないと、住民は？（はてな）マークなんです。皆さんがたは立場上、責任を検討するとかそういうので書きたいのはよく分かるんだけど、もうこの会話の中で上野原地区しかないっていうことが、なんとなく皆さん、ここにいる人はご理解できたと思うんですよ、やり取りで。そしたら行政は、今度は地元なんて曖昧模煇な言葉は使わずに、上野原地区の皆さん、是非建てたい、じゃあどうしたらいいですかってそういう正面でやったほうがいいと思いますよ。

B氏 1:34:30

そうです。なんか逃げ逃げ逃げで、何を言っても検討しますじゃ、そんなんで何も議論なんか出来ないですよ。

A氏 1:34:41

回答要りませんから。また帰ってお考えください。

高田総務課長 1:34:48

それではいただいたご意見を持ち帰ってですね、しっかりとした方針を示させていただきたいと考えております。

E氏 1:34:58

あと1つ。これは候補地は決まってるけれど、違うところに移転するとかそういう考えはあるんですか。こここのところは絶対反対なんですよ。何故かというところ、違う場所でもある訳ですよ。うちの裏のほうにまだ畑だとかいろんなどころ

があるんですよ。作物を作れないんですよ、高齢化で。だからこんなとこ土地なんか持ったってなんにもならないですよ。税金払うだけなんですよ。何十年も税金を払って、今まで払った税金で土地が買えるんだよ。山なんか15万ですよ。うちの畑なんか30万だって誰も買い手がいないよ。そんな時代なんだよ。これをつくるにはつくる、これを上野田につくりたい。是非お願いします。よく検討して。あとで道路つくったりいろんな区画整理して、地域を良くして貰うんなら反対しませんよ。ただここへつくるんだっていう役場の考えです。吉岡本気じゃないんです。利根川っぺりでも持っていけばいいんですよ。なんでかっていうと、これもビニールシートを張ってやるって言ってるけど、こんなビニールシートなんかしまいには溶けちゃうんですよ。ダイオキシンが下に染みるんですよ。〇〇市町村で灰を埋めているところ、そこから灰が出るんだよ。その灰がでっかい山になって置いてある。そして行ったら、持っていくんだったらただ差し上げます。1トン半のトラックで1台貰ってきたんだよ。自分ちの竹藪にみんな蒔いてね、竹を枯らしたんですよ。向こうが言うのは、持ってってもいいけど何がこの中に入っているか分からない。そうなんですよ。これは食べられませんよ。けど使うんならただ差し上げます。だからこれだってね、ただビニールシートなんかやってるんじゃダメですよ。ちゃんとコンクリで地下へ、全然もう浸透していかない、それならいい。何十年も経てばみんな溶けちゃうんですよ。吉岡村の水源と同じなんです。地下へ染みていけば自然と流れていくんです。新幹線の通っている水まで染みていく。〇〇市町村だって流れていった水がどんどん出てるんですよ。だからそういうことも考えてやるんだったらうちのほうは反対しない。だから候補地だってここじゃなくて決めさせないでくれ。それをお願いします。うちだって滝ノ沢に近いところに土地を持ってるわけですよ。ただそんな土地持ってたってなんにもなんない。誰も買い手がいない。だからそのところに作るんならならつくってもいいですけど。上野田のうちのほうから北のほうへ行って、道が沢で止まっちゃってるんですよ。だからそういう道も含めて、この地域が良くなる考えを持って貰いたいです。よろしくお願いします。

(一部の市町村名について「〇〇市町村」として記載)

高田総務課長

基本的には行政のほうでしっかりとの方針を立てて、皆さんに説明するというのを再度地元の皆さんの意見として伺いましたので、そちらを整理のうえ、きちんと持ち帰らせていただきたいと思います。

4. 閉 会

中島住民課長

以上